

視察報告

○瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会



要望活動:平成22年5月17日、25日～26日

要望先:国土交通省(民主党広島県連)、地元選出国會議員(衆議院議員会館・参議院議員会館)

要望項目:平日通勤割引及び平日昼間割引の継続、土・日・祝日終日割引の継続、高速道路無料化の早期実現、生活航路への支援強化

高速道路の新料金制度(案)の中で、瀬戸内しまなみ海道の通行料金が割高に設定された問題に対して、瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会(飯田照男委員長)は、現行の通行料金割引制度の継続や生活航路への支援強化を求めるための要望活動を実施しました。

5月17日に要望書を民主党広島県連へ提出し、5月25日～26日には、東京へ移動して、佐藤公治参議院議員を始めとする地元選出国會議員の事務所を訪問して地元の声を直接伝えました。

○議会運営委員会

期 間:平成22年5月26日～27日

訪問都市:東京都町田市、東京都多摩市議会運営委員会(新田隆雄委員長)では、町田市議会と多摩市議会を訪れ、議会改革の取り組み状況と議会基本条例について視察しました。

町田市議会では、平成10年から議会改革に取り組んでおり、議会からの要望による分かりやすい予算書の作成や請願者が委員会において意見陳述できるなど、市民の目線に立った改革を進められています。さらに、傍聴者への対応として本会議及び委員会において会議資料を傍聴席に設置し、傍聴者も年間約700人にも上ることや、小学校の社会見学も大変盛んで、約1,000人の小学生が議会を訪れているとのことでした。

また、市政の重要な計画の立案については、事前に方針等を議会に説明するなど政策決定プロセスモデルを策定されています。



多摩市議会では、市民に分かりやすく、また市民が参画できる議会をめざし、平成19年10月に議会改革特別委員会を設置、約2年半をかけて議会基本条例の制定作業に取り組み、本年3月に先進的な条例を制定されました。その特徴的なものとして、市議会での審議等の結果を市民に報告するとともに、市政全般にわたる市民の意見を把握するための年1回以上の議会報告会の開催、委員会における市民との意見交換会の実施、市の事業について、市議会が独自に案等を作成する際に市民から意見や情報を聴くためのパブリックコメントやアンケート調査の実施、市民政策提案書、議員問討議などがあります。

また、決算特別委員会では、市の主要事業のうち評価対象の14事業を絞込み、各党派が評価する事務事業評価制度を取り入れられていることに目を見張りました。



○中国横断自動車道尾道松江線建設促進特別委員会



要望活動:平成22年5月12日、6月1日～2日
要望先:地元選出国會議員(衆議院議員会館・参議院議員会館)

要望項目:早期全線開通、瀬戸内しまなみ海道との結節ルート整備、御調IC(仮称)以南の通行者の負担軽減など

中国横断自動車道尾道松江線建設促進特別委員会(内海龍吉委員長)では、本年度、尾道JCT・甲山IC(いずれも仮称)間の供用開始が予定されている同路線の整備効果を最大のものにするため、5月12日に要望書を民主党広島県連へ提出し、6月1日～2日には、東京へ移動して、地元国會議員への要望活動を行い、佐藤公治参議院議員、亀井郁夫参議院議員については、参議院議員会館において直接面会のうえ要望し、意見交換をしました。

また、三谷光男衆議院議員、菅川洋衆議院議員についても各衆議院議員会館において直接要望書を手渡しました。

○尾道市議会



日にち:平成22年6月4日

尾道市議会(松谷成人議長)では、瀬戸内しまなみ海道サイクリングコースを視察しました。

サイクリングの人気の高まる中、近年その景観の素晴らしさから、しまなみ海道を訪れる自転車愛好家が年々増加しており、議員自らサイクリングコースを走り、整備の状況(案内標識、危険箇所など)を確認し、今後の計画に役立てるため計画したもので、14人の議員が参加し、スタート地点の市民センターむかいしまから愛媛県側の多々羅しまなみ公園までの約40キロを全員完走しました。

参加議員 松谷、城間、岡野孝志、宮地、佐々木、吉和、吉田、飯田、福原、山戸、高本、檀上、三浦、藤本

●永年在職議員の表彰

■中国市議会議長会表彰 中国市議会議長会第126回定期総会において次の議員が永年在職議員として表彰されました。

◇普通表彰 井上 文伸(正副議長3年以上) 内海 龍吉、新田 隆雄(議員8年以上)

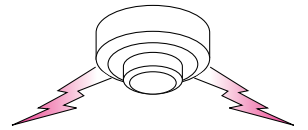
■全国市議会議長会表彰 全国市議会議長会第86回定期総会において次の議員が永年在職議員として表彰されました。

◇議員(一般表彰) 松谷 成人(正副議長4年以上)

◇議員(一般表彰) 井上 文伸、山中 善和(議員15年以上)

住宅用火災警報器を設置しましょう

既存住宅へは、平成23年5月末までに設置が義務付けられています。



地域へ説明に伺います

尾道市消防局では、住宅用火災警報器の設置こそが住宅火災による死者を減らす「切り札」と考えます。

予防課では、一人ひとりが安心して暮らせる町づくりを実現するために、住宅用火災警報器の普及を図る取り組みを実施しています。そのために、住宅用火災警報器の必要性や悪質な訪問販売に注意をしましょうと、地域の役員会や会合等に出向き説明会を実施しています。説明会の実施にあたり役員の皆さんの協力をお願いします。

皆さんの地域で説明を実施させていただける役員の人は、ご連絡ください。

問い合わせ先 消防局予防課(☎0848-55-9123)

住宅用火災警報器を購入した人の取り付けを支援します

住宅用火災警報器を購入した人で、自分で取り付けることが難しい世帯に、取付支援と火災予防PRを尾道市シルバー人材センターに委託して行います。

※住宅用火災警報器は自分で購入してください。

※住宅用火災警報器は、電池タイプの機種に限定します。

(電気配線を伴う機種は取付対象外です。)

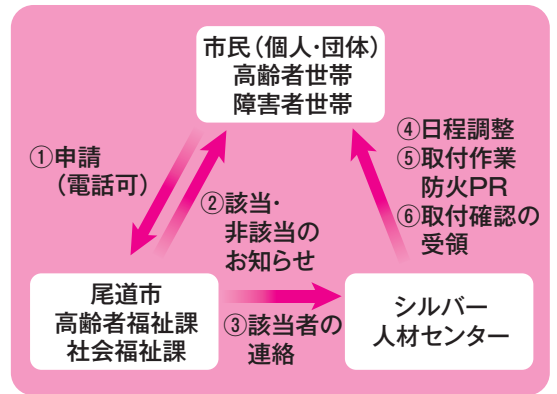
申請期間 8月～平成23年2月

取付支援・火災予防PR期間 9月～平成23年3月

対象 概ね65歳以上で高齢者のみの世帯か障害者の属する世帯で、住宅用火災警報器を購入したが自分で取り付けることが難しい世帯

申請方法 希望者は下記窓口に申請してください。(電話でも可)
また、地域で取りまとめていただいても結構です。

取付 支援の決定後、シルバー人材センターが日程調整を行い、訪問して取り付けます。



※なお、この事業で取り付け依頼者から費用を負担していただくことはありませんので、身に覚えの無い請求等にはくれぐれもご注意ください。

申請・問い合わせ先 高齢者福祉課 (☎0848-25-7137) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235)
社会福祉課 (☎0848-25-7124) 向島支所住民福祉課 (☎0848-44-0111)
因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6221) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)

消費生活 相談 ファイル

住宅用火災警報器の設置は義務です。でも悪質商法にご注意！

いざ火事の時、熱や煙を感知して、役に立つのが住宅用の火災警報器。しかし困ったトラブルもあります。全国的に「消防署員」をかたっての訪問販売などが発生しています。くれぐれもご注意ください！

でも、住宅用火災警報器の設置は義務ということに注意しましょう。

消防法の改正によって、住宅でも火災警報器の設置が義務付けられました。ただ、いきなり義務化するのは混乱が起こるので、新築住宅から義務化され(平成18年6月1日から)、既存の住宅の設置については、尾道市では平成23年5月末まで猶予期間が設けられています。

設置場所は、基本的に寝室のある場所です。また、寝室が2階以上の階にある場合は、階段にも設置する必要があります。ホームセンターに行けば、概ね1個3千円から1万円程度で購入できます。

日本消防検定協会が鑑定した「NSマーク(右のマーク)」があるものが購入の日安です。自分でも取り付けることが可能です。設置を依頼する場合は、見積もりをとり、工事内容・金額などをよく確認し、納得の上で依頼しましょう。

Q 消防署員が訪問販売を行うことがありますか？

A 消防署員が販売する事はありません。(業者に委託販売させることもありません。)

Q 「住宅用火災警報器を設置しないと罰金を払わな

ければならない」と言われたが？

A これも、事実と反します。あわてさせる口実です。

Q 訪問販売で火災警報器を買ったが、返金してもらうことはできますか？

A 一定期間はクーリングオフ(契約の解除)ができます。(店舗で買った場合はできません。)ただ、業者に連絡がつかないなど、返金されない場合もあるのでご注意ください。

◎不審な訪問があった場合は消費生活センターへ相談を！
市消防局ホームページ(市トップ→くらしの情報→消防局)も参考にしてください。

■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください。

相談時間 9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)

■尾道市消費生活センター
(市役所分庁舎2階 商工課内 ☎0848-37-4848)

■土・日・祝日(年末年始除く)は消費者ホットライン(国民生活センター)へ！

■国民生活センター(☎0570-064-370)

※IP電話からは不可

